

手術用顕微鏡及び映像録画装置 審査基準

本資料は、徳島県立中央病院（以下「本院」という。）が調達する手術用顕微鏡及び映像録画装置について「手術用顕微鏡及び映像録画装置 仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載する性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）及び「手術用顕微鏡及び映像録画装置 総合評価基準」（以下「総合評価基準」という。）に記載する評価項目の審査に関する基準を示したものである。

1 技術審査の目的

競争加入者等が提出した技術仕様についての技術審査は、次の事項に係る評価の判定を行う。

- (1) 仕様書の技術的要件を満たしているか否かの判定
- (2) 総合評価基準の評価項目に係る評価の判定

2 技術審査委員会

- (1) 技術審査は、徳島県立中央病院 手術用顕微鏡及び映像録画装置 技術審査委員会（以下「技術審査委員会」という。）を組織して行う。
- (2) 技術審査委員会は、医療技術者等5名で構成する。
- (3) 評価項目の評価は、技術審査委員会の判定により行う。

3 技術審査の手順

- (1) 入札機器に係る性能等について、仕様書に示された必須の要求要件を満たしているか否かを審査する。必須の要求要件を満たしていない場合は不合格の判定を行う。
- (2) 全ての必須の要求要件を満たし合格とされたものについては、更に総合評価基準において得点の付されている評価項目を審査し、当該評価基準に基づいて評価を行う。

4 評価の方法

技術審査における評価は、入札参加者等の提出した応札仕様書の記載事項等を参照し、各評価項目の内容に応じ、次の中から又はこれらを組み合わせて、それぞれの評価項目に合致した方法で行う。

- ① カタログ上のスペックの審査
- ② 提供ビデオ・写真（フィルムを含む。）等による審査
- ③ 可能であれば臨床データの審査
- ④ 公表された技術データの審査
- ⑤ 研究発表の文献による審査
- ⑥ 他の機関で採用したデータの審査
- ⑦ 納入実績表による既納入機関への照会等による評価

5 得点の付与方法

- (1) 評価項目に係る得点の付与は、総合評価基準の別紙「評価項目及び得点配分基準」（以下「評価基準」という。）によるものとする。
なお、評価項目については、次の項目で構成されている。
 - ①「評価基準」の得点配分において、基礎点のみが配分されている項目（以下「基礎点項目」という。）
 - ②「評価基準」の得点配分において、基礎点及び評価得点(加点)が配分されている項目（以下「加点項目」という。）
- (2) 基礎点項目及び加点項目の基礎点部分に関しては、入札機器が仕様書の必須の要求要件の要求要件の内容を満たすか否かを上記4の方法により評価し、満たす場合には総合評価基準で定めた基礎点を与える。
- (3) 加点項目の加点部分に係る評価に関しては、上記4の方法により評価し、総合評価基準に示された評価得点の満点を上限として得点を与える。

6 合計得点の計算

入札機器の性能等に係る各評価項目の得点の合計を算出する。